

いじめの発見

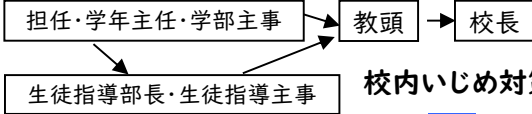
観察・アンケート・相談・周囲の情報（疑われる情報、人間関係に関する悩みを含む）

情報を得た教職員の報告

保護者からの訴え

直ちに家庭訪問するなど誠実に対応

いじめは必ず報告！！



構成員

校長 教頭 該当学部主事 担任
生徒指導主事 養護教諭
必要に応じ関係する教職員

校内いじめ対策委員会

情報集約（記録・整理）

共通理解

↓
調査の方針・役割分担の決定

適時連絡 ※明らかになった事実、経緯を正確に伝える

保護者

↓
報告・支援（特別支援教育課、子ども安全支援室）

県教育委員会

※**重大事態** 疑いも含めて早急に県教委に相談・報告

外部専門家・関係機関

事実確認

- 過去の状況の確認（面談、アンケート等）
- 事実の聞き取り（児童生徒への聞き取りは一斉）

被害児童生徒・加害児童生徒・周囲の児童生徒・保護者

連携

校内いじめ対策委員会

報告・事実関係の把握
いじめかどうかの判断

↓
調査の方針・役割分担の決定

適時連絡 ※明らかになった事実、経緯を正確に伝える

保護者

↓
報告・支援（特別支援教育課、子ども安全支援室）

県教育委員会

※**全教職員の情報共有** 職員会議等での報告

いじめ解消に向けた対応

被害児童生徒への支援

- 安全・安心の確保
- 心のケア
- 活動の場の保証
- 今後の対策を共に考える

加害児童生徒への指導・支援

- 事実確認
- 背景、要因の理解
- 相手の苦痛を理解させる
- ※場合によって出席停止、懲戒

関係集団への対応

- 自分の問題としての捉え
- 望ましい人間関係づくり
- 自己有用感のある集団づくり

被害児童生徒保護者への対応

- 親身になって話を聞く
- 苦痛に対する理解
- 親子のコミュニケーションなどの協力を求める

加害児童生徒保護者への対応

- 情報交換
- 児童生徒や保護者の心情に配慮
- 行動が変容するよう協力を要請する

※保護者へは複数で対応

解消に向けた継続指導

経過観察

再発防止

外部専門家、関係機関との緊密な連携

- いじめの解消・再発に向けた対応
- 校内だけでは困難な事例への指導・助言

事態収束の判断

- いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいる
- 心身の苦痛を感じていない

新たな未然防止の取組（PDCAサイクルで検証）